

法人文書の開示に係る実施の方法及び手数料について

平成29年4月1日
29総（通達）第8号

（目的）

第1条 この通達は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）における法人文書の開示に係る実施の方法及び手数料に関し必要な事項を定め、もってその適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この通達における用語の意義は、法又は行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「行政機関情報公開法施行令」という。）の規定に定めるところによる。

（開示の実施の方法）

第3条 開示の実施の方法は、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法のとおりとする。

（手数料の額等）

第4条 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）又は開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1）開示請求手数料

開示請求に係る法人文書1件につき300円

（2）開示実施手数料

開示を受ける法人文書1件につき、別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下「基本額」という。）。ただし、基本額（法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が前号に定める額に相当する額（次のイからへのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該イからへに定める額。以下この号において同じ。）に達するまでは無料とし、前号に定める額に相当する額を超えるとき（同項の規定により更に開示を受ける場合であつて既に開示の実施を求めた際の基本額が前号に定める額に相当する額を超

えるときを除く。)は当該基本額から前号に定める額に相当する額を減じた額とする。
 イ 法第12条第1項の規定に基づき独立行政法人等から事案が移送された場合(ロに掲げる場合を除く。)

当該独立行政法人等が法第17条第1項の規定に基づき定める開示請求手数料の額に相当する額(以下この号において「開示請求手数料相当額」という。)

ロ 法第12条第1項の規定に基づき独立行政法人等から法人文書の一部について移送された場合

開示請求手数料相当額のうち機構が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

ハ 法第12条第1項の規定に基づき独立行政法人等に法人文書の一部について移送した場合

前号に定める額に相当する額のうち機構が分担するものとして、当該独立行政法人等と協議して定める額

ニ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第12条の2第1項の規定に基づき行政機関の長から事案が移送された場合(ホに掲げる場合を除く。)

行政機関情報公開法施行令第13条第1項にて規定する額

ホ 行政機関情報公開法第12条の2第1項の規定に基づき行政機関の長から行政文書の一部について移送された場合

ニに定める額に相当する額のうち機構が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額

ヘ 法第13条第1項の規定に基づき行政機関の長に法人文書の一部について移送した場合

ニに定める額に相当する額のうち機構が分担するものとして、当該行政機関の長と協議して定める額

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル(能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する法人文書(保存期間が1年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合体をいう。)にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書

- 3 開示請求手数料又は開示実施手数料の納付は、現金又は現金書留によるものとする。
- 4 法人文書の開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料の納付は、郵便切手によるものとする。

(過誤納の手續)

第5条 機構は、前条に規定する手数料又は郵送料の額と実納された手数料又は郵送料に過誤が生じた場合、原則として次の各号に掲げる手續を行うものとする。

(1) 手数料が未納の場合

開示請求者又は開示を受ける者に連絡をとり、開示請求書又は開示の実施方法等申出書を返送するとともに、所定の手数料を納付する等の手續を求めらる。

(2) 手数料が不足している場合

開示請求者又は開示を受ける者に連絡をとり(開示請求手数料においては、法第4条第2項の規定に基づく開示請求書の補正手續による。)、所定の手数料を納付する等の手續を求めらる。

(3) 手数料が過納である場合

開示請求者又は開示を受ける者に連絡をとり、原則として郵便切手による還付手續を行う。ただし、開示請求者の求めにより、開示請求手数料の過納分について、開示実施手数料から差し引くことができる。

(4) 郵送料が未納又は不足している場合

開示を受ける者に連絡をとり、開示の実施方法等申出書を返送するとともに、所定の手数料を納付する等の手續を求めらる。

(5) 郵送料が過納である場合

過納分について、送付用郵便切手の分離が可能であれば分離して返却するが、分離が不可能であれば、そのまま使用する。

- 2 正当な手續により納付された手数料については、前項第3号に規定する場合を除き、返還しない。

(手数料の減免)

第6条 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第5項の規定による申出を行う際に、併せて開示実施手数料の減額(免除)申請書(別記様式第1)を提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項

各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

- 4 機構は、開示実施手数料を減額し、又は免除することを決定したときは、開示実施手数料の減額（免除）通知書（別記様式第2）により、申請人に通知するものとする。開示実施手数料の減額又は免除をしないことを決定したときは、開示実施手数料の減額（免除）について（別記様式第3）により、申請人に通知するものとする。
- 5 第1項の規定によるもののほか、開示決定に係る法人文書を一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この通達は、平成29年4月1日から施行する。

（決定の廃止）

第2条 法人文書の開示に係る実施の方法及び手数料について（28総（決定）第23号）は、廃止する。

別表（第3条関係）

行政文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画（2項又は3項までに該当するものを除く。）	イ 閲覧（法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、ハ又はニに掲げるものの閲覧）	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙（L判又は六切り判に限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したもの（ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したもの）の交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円、A1判については80円）
	ニ 複写機によりA3判以下の大きさの用紙にカラーで複写したもの（ただし、これにより難い場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくはA2判の用紙に複写したもの）の交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円、A1判については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（六切り判については520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ A3判以下の用紙をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト A3判以下の用紙をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-R（X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの公布	DVD-R1枚につき120円に該当文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 文書又は図画（写真フィルムに該当するもの）	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（六切り判については430円）
3 文書又は図画（スライドに該当するもの）	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（六切り判については1,300円）
4 電磁的記録（録音テープ	イ 専用機器により再生したものの聴	1巻につき290円

又は録音ディスクに該当するもの)	取	
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
5 電磁的記録（ビデオテープ又はビデオディスクに該当するもの）	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
6 電磁的記録（4項又は5項に該当するものを除く。）	イ A3判以下の用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとに200円
	ロ 専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。）により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ A3判以下の用紙に出力したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	ニ A3判以下の用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ CD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ DVD-Rに複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額